

産業廃棄物処理計画書

2025年6月28日

広島市長

提出者

住所 大阪市淀川区西中島5-5-15

氏名 日本国土開発株式会社 大阪支店

支店長 小原 克巳

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6306-6741

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本国土開発株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪市淀川区西中島5-5-15
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	200億
③従業員数	154名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 処理工程図のとおり

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1,566	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1,566	50	1,566	50	1,566	50	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	5	1	0	0	0	0
紙くず																				
木くず	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1	0	0	18	1	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	20	0	0	100	20	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
安定型混合廃棄物	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
合計	1,689	74	0	0	0	0	0	0	0	0	1,689	74	1,566	50	1,689	74	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

添付②管理体制図のとおり

### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理業者への委託</li><li>・混合廃棄物削減への指導</li><li>・各現場の排出量の目標設定と排出量の把握</li><li>・適正処分の監視強化</li></ul>
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・優良認定を受けている処分場との委託契約の推進</li><li>・更なる分別により混合廃棄物を削減する</li><li>・各現場の排出量の目標設定と排出量の把握</li><li>・委託契約の事前確認</li></ul>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・コンクリートがら、アスファルトがら、廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず、汚泥及び混合廃棄物を分類
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・工事は5月末で完成のため、産業廃棄物の搬出予定は少ない。混合廃棄物を削減するため、最後まで分別を徹底していく。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・特になし

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・特になし

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・特になし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・特になし</p>

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処分業者を選定する際は、許可条件及び運搬ルート等を確認し決定している。</li> <li>・産業廃棄物処分場については現地確認を実施している。</li> <li>・電子マニフェスト導入会社との契約を原則化している。</li> </ul>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良認定を受けている産業廃棄物処分業者との委託契約の割合を増やすため、工事受注時に作業所長へ優良処分場の情報を提供する。</li> <li>・産業廃棄物の分別指導を強化し、混合廃棄物の排出量を削減させる。</li> <li>・CO2削減のため現場から近い処分場から検討する。</li> </ul>